（別紙様式第二号）

（第一面）

（単位：百万円）

ＯＶ１：リスク・アセットの概要					
国際様式の該当番号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当期末	前期末	当期末	前期末
［略］					
4	カウンターパーティ信用リスク				
5	うち、ＳＡ－ＣＣＲ適用分				
［項を削る。］					
［略］					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

［ａ・ｂ　略］

ｃ　項番２「信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第二十五条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に８パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

［ｄ～ｊ　略］

ｋ　項番５「カウンターパーティ信用リスク　うち、ＳＡ－ＣＣＲ適用分」の項には、自己資本比率告示第五十六条の二（自己資本比率告示第百三十四条第五項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

（別紙様式第二号）

（第一面）

（単位：百万円）

ＯＶ１：リスク・アセットの概要					
国際様式の該当番号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当期末	前期末	当期末	前期末
［同左］					
4	カウンターパーティ信用リスク				
5－1	うち、カレント・エクスポージャー方式適用分				
5－2	うち、標準方式適用分				
［同左］					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

［ａ・ｂ　同左］

ｃ　項番２「信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第二十五条第一項に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に８パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

［ｄ～ｊ　同左］

ｋ　項番５－１「カウンターパーティ信用リスク　うち、カレント・エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第五十六条の二（自己資本比率告示第百三十四条第五項及び第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。